

新型コロナウイルス感染症関連情報・支援一覧

～事業者・個人事業主等の皆様へ＜支援制度のご紹介＞～

下松市では、新型コロナウイルス感染症に関連した情報提供を行っています。制度等の詳細については、各担当課や国・県等の関係窓口までお問い合わせください。

更新：令和2年8月25日

No.	項目	概要	お問い合わせ先
1	持続化給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。（中小法人等：200万円以内、個人事業者等：100万円以内） ●中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している場合が対象です。 ●申請：令和2年5月1日から申請サイトにて受付開始（原則、電子申請） ※電子申請を行うことが困難な方のために、事前予約制の申請サポート会場を開設 ※6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年1～3月に開業した事業者」の申請受付を開始 	▶ 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 03-6831-0613（I P 電話専用回線） 8：30～19：00 ※8月（毎日）、9～12月（土・祝日を除く）
2	家賃支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。 【支給対象】（①②③すべてを満たす事業者） ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者（医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象） ②5月から12月の売上高について、1か月前年同月比50%以上減少または連続する3か月の合計で前年同期比で30%以上減少 ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い 【給付額】 法人：最大600万円、個人事業者：最大300万円 ※申請時の直近1か月の支払賃料（月額）に基づき算定した給付月額の6倍 【申請】 令和2年7月14日から申請サイトにて受付開始（原則、電子申請） ※電子申請を行うことが困難な方のために、事前予約制の申請サポート会場を開設 	▶ 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 8：30～19：00（～8/31：土日・祝日含む） 8：30～19：00（9/1～：土・祝日除く）
3	営業持続化支援事業 【下松市】	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少等が極めて大きい食事提供施設の営業維持に要する費用に対して補助を行います。 【対象】食品衛生法の営業許可業種のうち「飲食店営業」及び「喫茶店営業」（自動販売機を除く） 【給付額】1事業所あたり10万円 【申請期間】令和2年5月18日～令和2年8月31日	▶ 下松商工会議所 41-1070 ▶ 産業観光課 産業振興係 45-1745 4階⑥番窓口
4	小規模企業者 事業継続支援金 【下松市】	以下の要件に該当する小規模企業者に対して、支援金を給付します。 【対象】中小企業基本法上の小規模企業者のうち、令和2年1～12月のいずれかの月において、売上高等が前年同月比20%以上50%未満減少していること ※営業持続化支援金（No.3）の対象となる宿泊業・飲食サービス業を除く 【給付額】10万円（上限）/1事業者 ※昨年1年間の売上からの減少分を上限とする 【申請期間】令和2年6月15日～令和3年1月29日	▶ 産業観光課 産業振興係 45-1745 4階⑥番窓口
5	感染症に負けない！ 下松市ががんばる中小企業 応援事業補助金 【下松市】	業種別感染拡大予防ガイドライン等に沿って、事業継続に積極的に取り組む中小企業者等を支援するため、補助金を支給します。 【対象】市内の中小企業者及び個人事業主 【対象経費】ガイドライン等に沿った感染症対策経費 【補助金額】50万円（上限）/1事業者（補助率3/4） 【申請期間】令和2年8月17日～令和3年1月29日 ※1事業者につき1回限り	▶ 下松商工会議所 41-1070 ▶ 産業観光課 産業振興係 45-1745 4階⑥番窓口
6	地域公共交通事業者 支援金 【下松市】	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用客の激減した交通事業者の事業継続を支援するため、支援金を支給します。 【基準日】令和2年4月7日時点 ※以下のいずれの事業者について同じ ●バス事業者 【基準】 ・市内に営業所等あり：山口運輸支局に届け出ている営業所管内の乗合及び貸切バスの台数分 ・市内に営業所等なし：市内に乗り入れている路線バスの台数分 【支援金額】5万円/台 ●タクシー事業者 【基準】市内に本社または営業所等があるタクシー事業者のうち山口運輸支局への届出車両台数分 【支援金額】3万円/台 ※申請受付期間については近日中にお示しします。	▶ 企画財政課 地域政策係 45-1804 3階④番窓口

新型コロナウイルス感染症関連情報・支援一覧

～事業者・個人事業主等の皆様へ＜支援制度のご紹介＞～

下松市では、新型コロナウイルス感染症に関連した情報提供を行っています。制度等の詳細については、各担当課や国・県等の関係窓口までお問い合わせください。

更新：令和2年8月25日

No.	項目	概要	お問い合わせ先
7	雇用調整助成金の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ●経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。 ●新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置の対象となる事業者の範囲が拡大されています。 ●更なる拡大について（6月12日～） <ul style="list-style-type: none"> ・受給額の上限を引き上げ（1人あたり日額8,330円→15,000円） ・解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を10/10（100%）に拡充 ・既に受給した方・申請済の方にも適用 	> 最寄りの県労働局またはハローワーク ・ハローワーク下松 41-0870 ・山口労働局 083-995-0383
8	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、支援金・給付金を支給します。 【対象者】 4月1日から9月30日までの間に事業者の指示を受けて休業（休業手当の支払いなし）した中小企業の労働者 【支援金額の算定方法】 ①1日当たり支給額（11,000円が上限）×②休業実績 ※①②の算定方法は以下の通り ①：休業前の1日当たり平均賃金額×80% ②：各月の日数（30日又は31日）－就労した又は労働者の事業で休んだ日数 【申請方法】 郵送（オンライン申請も準備中） ※労働者本人からの申請のほか、事業者を通じて（まとめて）申請することも可能	> 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 8：30～20：00（月～金） 8：30～17：15（土日祝）
9	小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。 <ul style="list-style-type: none"> ●支給額（定額）：4,100円/日 →4月1日以降の日については7,500円/日 ●適用日：令和2年2月27日～令和2年9月30日の間において就業できなかった日 	> 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 9：00～21：00（土日・祝日含む）
10	小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主向け）	小学校等の臨時休業等の場合に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業に対する助成金です。 <ul style="list-style-type: none"> ●支給額：休業中に支払った賃金相当額×10/10 ※上限：8,330円/日 →4月1日以降に取得した休暇については、上限：15,000円/日 ●適用日：令和2年2月27日～令和2年9月30日の間において取得した休暇 	> 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 9：00～21：00（土日・祝日含む）
11	働き方改革推進支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> ●テレワークコース テレワークを新規で導入する中小企業事業主（テレワーク用通信機器の導入等） ①通常分：令和2年度分は8月12日にて受付終了 ②新型コロナウイルス感染症対策分：現在は新規の受付はしておりません（新たな募集枠を開始する予定） ●職場意識改善特例コース 休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主（就業規則等の作成・変更、労務管理用機器等の購入・更新等） 	> ①テレワーク相談センター 0570-550348 9：00～17：00（平日） > ②山口労働局 083-995-0390
12	中小企業制度融資による金融支援	<ul style="list-style-type: none"> ●市内中小企業者に対し、経営上必要とする資金の円滑な調達を支援するため、市、金融機関、信用保証協会が協力して融資を行うものです。 ●制度融資の「不況対策特別融資」について、セーフティネット保証又は危機関連保証の認定を受けた事業者の保証料の全額補助及び据置期間中に生じた利子を利子補給します。 	> 産業観光課 産業振興係 45-1745 4階⑥番窓口
13	セーフティネット保証4号・5号	<ul style="list-style-type: none"> ●経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度です。 ●新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、全都道府県を対象にセーフティネット保証4号の指定を行い、またセーフティネット保証5号に全業種が指定されています。 ※ご利用には、金融機関、信用保証協会による審査があります。 	> 山口県信用保証協会周南支店 0834-31-5060

新型コロナウイルス感染症関連情報・支援一覧

～事業者・個人事業主等の皆様へ＜支援制度のご紹介＞～

下松市では、新型コロナウイルス感染症に関連した情報提供を行っています。制度等の詳細については、各担当課や国・県等の関係窓口までお問い合わせください。

更新：令和2年8月25日

No.	項目	概要	お問い合わせ先
14	危機関連保証	<ul style="list-style-type: none"> ●全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りがひっ迫していることを踏まえ、全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年比15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置しています。 ※ご利用には、金融機関、信用保証協会による審査があります。 	> 山口県信用保証協会周南支店 0834-31-5060
15	新型コロナウイルス感染症特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来とし、要件に該当する方への貸付制度です。 ●信用力や担保によらず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。据置期間は最長5年です。 	> 日本政策金融公庫徳山支店 0834-21-3455
16	新型コロナウイルス対策マル経融資	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模事業者経営改善資金融資（マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度です。 ●新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から0.9%引下げします。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長します。 	> 日本政策金融公庫徳山支店 0834-21-3455 > 下松商工会議所 41-1070
17	危機対応融資	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。 ●信用力や担保によらず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。据置期間は最長5年です。 	> 商工組合中央金庫徳山支店 0834-214-141
18	特別利子補給制度（実質無利子）	<ul style="list-style-type: none"> ●「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施します。 【本制度との併用により実質的な無利子化の実現】 ●公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象になります。 	> （独）中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症 特別利子補給制度事務局 0570-060515 （平日・土日祝日 9：00～17：00）
19	新型コロナウイルス感染症対応資金【山口県】	<県中小企業制度融資による金融支援> <ul style="list-style-type: none"> ●セーフティネット保証4号及び5号又は危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少要件を満たす場合、保証料補助と利子補給を実施します。 ●令和2年7月13日から、融資限度額が引き上げられました（3,000万円→4,000万円）。 ※取扱期間：令和2年5月1日～令和2年12月31日 	【融資のお申込み・ご相談先】 > 県内に支店のある金融機関 【資金全般のお問い合わせ先】 > 山口県信用保証協会周南支店 0834-31-5060 > 山口県経営金融課 083-933-3188
20	経営安定資金【山口県】	<県中小企業制度融資による金融支援> <ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受け、経営の安定に支障を生じている中小企業の方々について、県中小企業制度融資の「経営安定資金」の融資対象に指定しました。 ●令和2年4月1日から、「融資対象要件の緩和」「融資利率の引下げ」「保証料率の引下げ」を行いました。 ※取扱期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日 	> 県内に支店のある金融機関 > 山口県信用保証協会周南支店 0834-31-5060 > 山口県経営金融課 083-933-3188
21	新型コロナウイルス感染症対策短期支援資金【山口県】	<県中小企業制度融資による金融支援> <ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に対応するため、短期の資金手当を必要とする中小企業の方を対象とした資金です。 ※取扱期間：令和2年3月2日～令和3年3月31日 	> 県内に支店のある金融機関 > 山口県信用保証協会周南支店 0834-31-5060 > 山口県経営金融課 083-933-3188

新型コロナウイルス感染症関連情報・支援一覧

～事業者・個人事業主等の皆様へ＜支援制度のご紹介＞～

下松市では、新型コロナウイルス感染症に関連した情報提供を行っています。制度等の詳細については、各担当課や国・県等の関係窓口までお問い合わせください。

更新：令和2年8月25日

No.	項目	概要	お問い合わせ先
22	徴収猶予の特例制度	●昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時に納付することができない場合には、申請により1年間、国税・地方税・厚生年金保険料等の納付を猶予することができますようになります。（担保の提供は不要・猶予期間中の延滞税が免除）	> 国税：徳山税務署 0834-21-1010（自動音声） > 県税：周南県税事務所 0834-33-6413 山口県税務課 083-933-2282 > 市税：税務課 収納対策室 45-1817 1階①番窓口 > 厚生年金保険料等 徳山年金事務所 0834-31-2152
23	国税の納税猶予等	●新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、要件に該当する時は、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められます。 ●新型コロナウイルス感染症に関連するなどして個別の事情に該当する場合は、納税の猶予が認められる場合があります。 <注> 税務署において所定の審査が行われます	> 徳山税務署 0834-21-1010（自動音声）
24	県税の納税猶予等	●新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして、個別の事情に該当する場合は、猶予制度があります。（徴収の猶予） ●新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度があります。	【相談窓口】 > 周南県税事務所 0834-33-6411 山口県税務課 083-933-2282
25	固定資産税等の軽減	●固定資産税・都市計画税の軽減 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した中小事業者等に対して、保有する設備や建物等の令和3年度の固定資産税及び都市計画税を、収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。 ●先端設備導入に係る固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長 現在、中小企業者等が認定先端設備等導入計画に沿って取得した設備については、取得後3年間、固定資産税が免除されますが、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、令和3年3月までとなっている適用期限を2年間延長します。	> 税務課 固定資産税係 45-1816 1階④番窓口
26	上下水道料金の支払いに関する個別相談	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職や収入減などの事情により、上下水道料金の支払いが困難な方への納入相談に応じています。	> 上下水道局 料金センター 45-1883
27	下水道事業受益者負担金の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職や収入減などの事情により、下水道事業受益者負担金を納めることができなくなる場合、申請により徴収の猶予が認められることがあります。	> 下水道課下水道工務係 45-1883
28	厚生年金保険料等の納付猶予	新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、申請により、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り換価の猶予が認められます。また、事業所の財産に相当な損失を受けた場合等、個別の事情がある場合は、納付の猶予が認められる場合もあります。	> 徳山年金事務所 0834-31-2152
29	労働保険料等の納付猶予	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、財産に相当の損失を受けた場合について、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。	> 山口労働局 労働保険徴収室 083-995-0390 > 下松労働基準監督署 41-1780

新型コロナウイルス感染症関連情報・支援一覧

～事業者・個人事業主等の皆様へ＜支援制度のご紹介＞～

下松市では、新型コロナウイルス感染症に関連した情報提供を行っています。制度等の詳細については、各担当課や国・県等の関係窓口までお問い合わせください。

更新：令和2年8月25日

No.	項目	概要	お問い合わせ先
30	中小企業等 総合相談・支援事業 【下松市】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業所の雇用確保と経営継続支援を目的として、各種支援制度の周知や専門家による総合相談窓口を開設します。	> 下松商工会議所 41-1070 > 産業観光課 産業振興係 45-1745 4階⑥番窓口
31	特別労働相談窓口	【企業の方】 ● 労務管理に関する相談 （労働者を休ませる場合の対応、賃金の支払、休業手当、解雇等） ● 助成金に関する相談 ● 労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続き	> 山口労働局 雇用環境・均等室内 083-995-0398 > 下松労働基準監督署 41-1780 > 下松公共職業安定所 41-0870
32	傷病手当金	健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も利用することができます。支給要件の詳細や具体的な手続きについては、ご加入の健康保険の保険者にご確認ください。（市国保・後期高齢者医療制度は、被用者の方が対象です。）	> ご加入の健康保険の保険者 > 市国保・後期高齢者医療にご加入の方 保険年金課 国民健康保険係 45-1823 1階⑧番窓口
33	休業手当	会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払わなければならないとされています。	> 下松労働基準監督署 41-1780
34	新型コロナウイルス感染症 慰労金・応援給付金等	新型コロナウイルス感染症に関連して、医療従事者や社会福祉施設等の職員に対する慰労金・応援給付金、その他感染防止対策に係る支援事業があります。 ● 医療機関等 ① 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 ② 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 ● 介護サービス事業所等 ③ 新型コロナウイルス感染症対策に関する慰労金・支援金 ● 障害福祉サービス事業所等 ④ 障害福祉サービス施設・事業所等及び従事者に対する支援 ● 救護施設 ⑤ 救護施設職員への慰労金 ● 保育所等 ⑥ 保育所等職員応援給付金 ● 児童養護施設等 ⑦ 児童養護施設等職員応援給付金	> ①・②：山口県医療保険課・健康増進課 「医療機関向け慰労金・支援金相談窓口」 083-933-3250（平日9～17時） > ③：山口県長寿社会課（お問合せ専用） 083-933-2856 > ④：山口県障害者支援課 083-933-2735 > ⑤：山口県厚政課 083-933-2727 > ⑥：山口県子ども政策課 保育所等職員応援給付金担当 083-933-3242 > ⑦：山口県子ども家庭課 083-933-2731